

瀬戸内市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

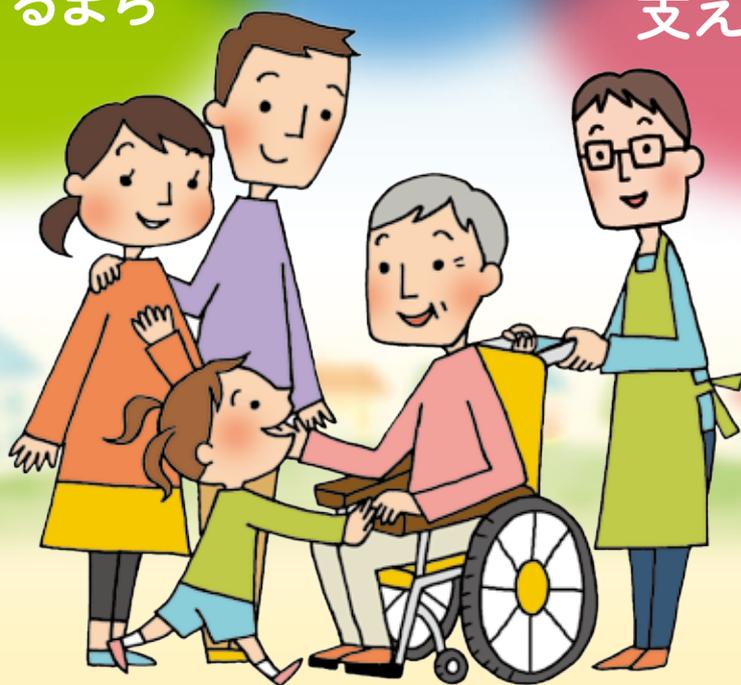
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

いくつになっても
安心して
暮らせるまち

高齢者が
元気なまち

高齢者を
地域ぐるみで
支えあうまち



令和6(2024)年3月
瀬戸内市

① どんな計画なの？

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」をあわせ、一体的に策定しています。

● 計画策定の趣旨

市の高齢者人口はゆるやかな減少傾向にあります。人口に占める高齢者の割合は上昇傾向にあり、人口構造が変化しつつあります。また、福祉課題は年々複雑化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、「瀬戸内市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の施策を評価し、現役世代の人口が急減する令和22(2040)年を見通して地域の課題を踏まえながら、介護保険制度の持続的な運営とさらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「瀬戸内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

● 関連計画との関係

この計画は、本市のまちづくりの指針である「瀬戸内市総合計画」を最上位計画とし、福祉の上位計画である「瀬戸内市地域福祉計画」をはじめ、「瀬戸内市総合保健計画」、「瀬戸内市障がい者計画」等の関連計画と調和を図り策定しています。また、国の指針、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「岡山県保健医療計画」等との整合性も図りました。



● 計画の期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年です。また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年を見据えて計画を定めています。



② 計画の理念と目標

▼基本理念



◎ 高齢者が元気なまち

◎ いくつになっても安心して暮らせるまち

◎ 高齢者を地域ぐるみで支えあうまち

▼基本目標

1 地域包括ケアシステムの
深化・推進に向けた連携と
協働

- (1)在宅医療・介護連携の推進
- (2)地域ケア会議の機能強化
- (3)包括的支援事業の取組

2 健康づくりと活力ある
地域共生社会の実現

- (1)健康づくりの促進
- (2)社会参加と地域福祉の推進
- (3)生きがいある暮らしの実現

3 生活支援や
介護予防サービスの充実

- (1)介護予防・生活支援サービス事業
- (2)一般介護予防事業
- (3)その他の任意事業と生活支援
- (4)地域の人材育成と生活支援・介護予防の
基盤整備

4 介護保険サービスの充実

- (1)2040年(令和22年)を見据えた
介護保険サービスの充実
- (2)介護サービスの質の確保・向上と人材の確保
- (3)介護給付適正化の推進と制度運営

5 認知症施策の推進

- (1)認知症の人を支援する連携体制の強化
- (2)認知症についての理解促進と見守り体制の
構築

6 高齢者の
多様な住まいの充実

- (1)高齢者の多様な住まいの充実

7 高齢者の権利が守られ、
だれもが安心して
暮らせるまちづくり

- (1)高齢者の権利擁護
- (2)ユニバーサルデザインのまちづくりと
持続可能な交通インフラの整備
- (3)災害や感染症対策の推進
- (4)交通安全の推進

基本目標

01

地域包括ケアシステムの 深化・推進に向けた連携と協働

高齢者等が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で高齢者を支える地域包括ケアのさらなる充実を図ります。日常生活圏域を単位とした地域密着型サービス等の基盤整備を進めるとともに、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の活用、認知症の早期発見と適切な対応、地域包括支援センターの相談支援体制の充実などにより、地域包括ケアシステムを構成する関係機関・団体や事業所との連携と協働をより一層深めていきます。

取組内容

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 地域ケア会議の機能強化
- 3 包括的支援事業の取組



▼瀬戸内市地域包括ケアシステム 「ケアネットせとうち」のイメージ図



基本目標

02

健康づくりと 活力ある地域共生社会の実現

高齢化の進展や人口減少、新型コロナウイルス感染症の流行等、様々な困難に直面した場合でも、誰もが健康で、地域の役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立することなくその人らしく生き生きと暮らすことができるまちが望めます。そのために、地域住民による「地域参加の推進」「地域づくりの推進」、そしてあらゆる相談支援を包括的に受け付ける「相談支援」が一体となった支援体制を構築することにより、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えたネットワークを構築し、地域の生活と未来をともに創る「地域共生社会」を目指します。

取組内容

- ①健康づくりの促進
- ②社会参加と地域福祉の推進
- ③生きがいある暮らしの実現



基本目標

03

生活支援や介護予防 サービスの充実



高齢期にできる限り介護を必要としない生活を送るためには、市民一人ひとりが各世代の健康課題や自分自身の健康状態を理解し、日頃から健康づくりや介護予防に目標をもって取り組むことが重要です。そのため、介護予防事業の利用を促進し、健康診査や各種がん検診、保健指導等の受診勧奨を推進するとともに、多様な主体による地域での健康づくり活動を促進します。また、住民主体の通いの場を充実するなど、介護予防に取り組む仕組みづくりを行政と市民の協働により進めます。

取組内容

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ②一般介護予防事業
- ③その他の任意事業と生活支援
- ④地域の人材育成と生活支援・介護予防の基盤整備

基本目標

04

介護保険サービスの充実

介護を必要とする人が、安心して適切な介護サービスを受けることができるよう、居宅介護サービスや地域密着型サービス等の充実を図るとともに、介護保険制度の安定的かつ適切な運営を推進します。また、介護保険の将来の持続可能性を確保するため、令和22(2040)年に向けた介護人材の確保に取り組むとともに、介護現場の処遇改善や生産性の向上を促進するための取組を推進します。

取組内容

- ① 2040年(令和22年)を見据えた介護保険サービスの充実
- ② 介護サービスの質の確保・向上と人材の確保
- ③ 介護給付適正化の推進と制度運営



基本目標

05

認知症施策の推進

認知症の最大の原因は「加齢」であり、誰もが発症するリスクを抱えています。本市では、認知症への早期適切な施策・支援による予防に努めるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる「共生社会」を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら取組を推進していきます。

取組内容

- ① 認知症の人を支援する連携体制の強化
- ② 認知症についての理解促進と見守り体制の構築



基本目標

06

高齢者の 多様な住まいの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者に限らず、すべての人にとって安全で安心できる生活環境の整備が必要です。単身高齢者の優先入居制度や在宅での生活が困難になった際の受け入れ先の確保、地震等自然災害への施設整備など、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

取組内容

① 高齢者の多様な住まいの充実



基本目標

07

高齢者の権利が守られ、だれもが 安心して暮らせるまちづくり

明るく、活力に富んだ高齢社会を実現するため、高齢者の虐待防止や権利擁護に努めつつ、建物や道路などについてはユニバーサルデザイン化、交通インフラの整備等を進めるとともに、高齢者の地域での見守り体制の構築や災害、感染症対策に係る体制整備など、ハード・ソフト両面から生活環境を整備し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

取組内容

- ① 高齢者の権利擁護
- ② ユニバーサルデザインのまちづくりと持続可能な交通インフラの整備
- ③ 災害や感染症対策の推進

④ 交通安全の推進



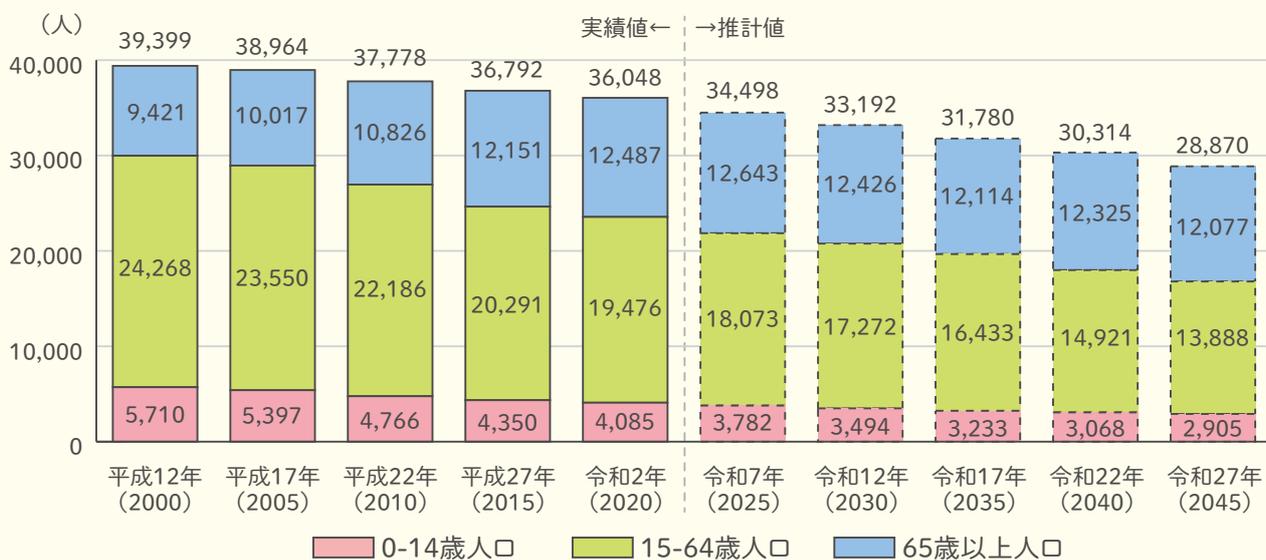
③ 瀬戸内市の高齢者の状況

●年齢3区分別人口の推移

令和2(2020)年現在では、総人口は36,048人と減少傾向にある一方、65歳以上人口は、12,487人と増加傾向にあります。

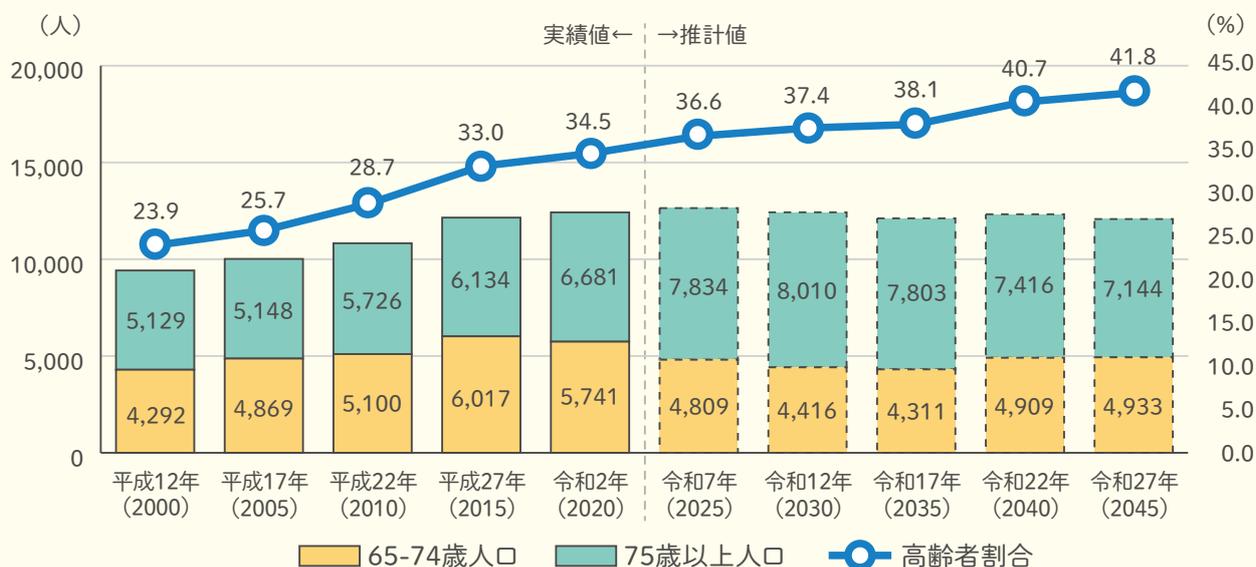
65歳以上の高齢者の占める割合は約3割で増加傾向にあり、75歳未満の前期高齢者は減少、75歳以上の後期高齢者は増加しています。

▼年齢3区分別人口



資料:国勢調査(平成12(2000)年~令和2(2020)年)
令和7(2025)年以降:国立社会保障・人権問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」

▼年齢別高齢者数と高齢者割合の推移

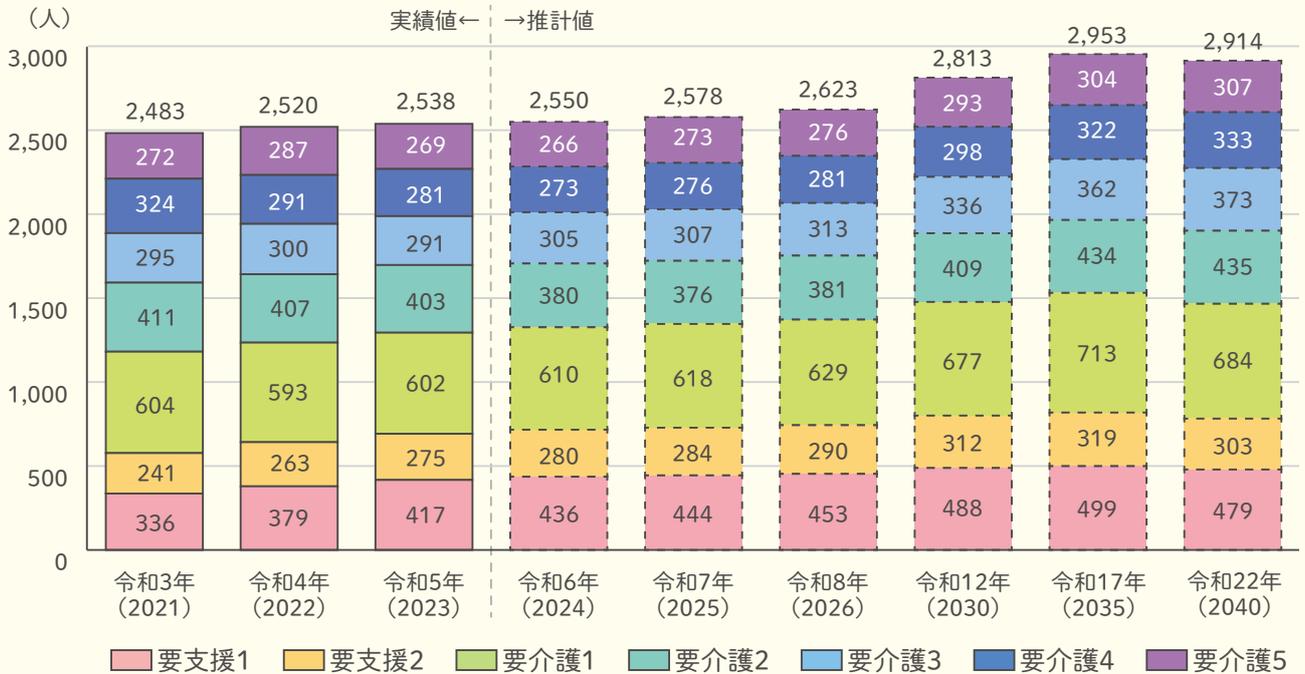


資料:国勢調査

●要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、今後増加する見込みとなっており、令和5(2023)年の実績値と比較すると、令和7(2025)年は約1.02倍、令和22(2040)年には約1.15倍になることが予想されます。

▼要介護認定者数の推計

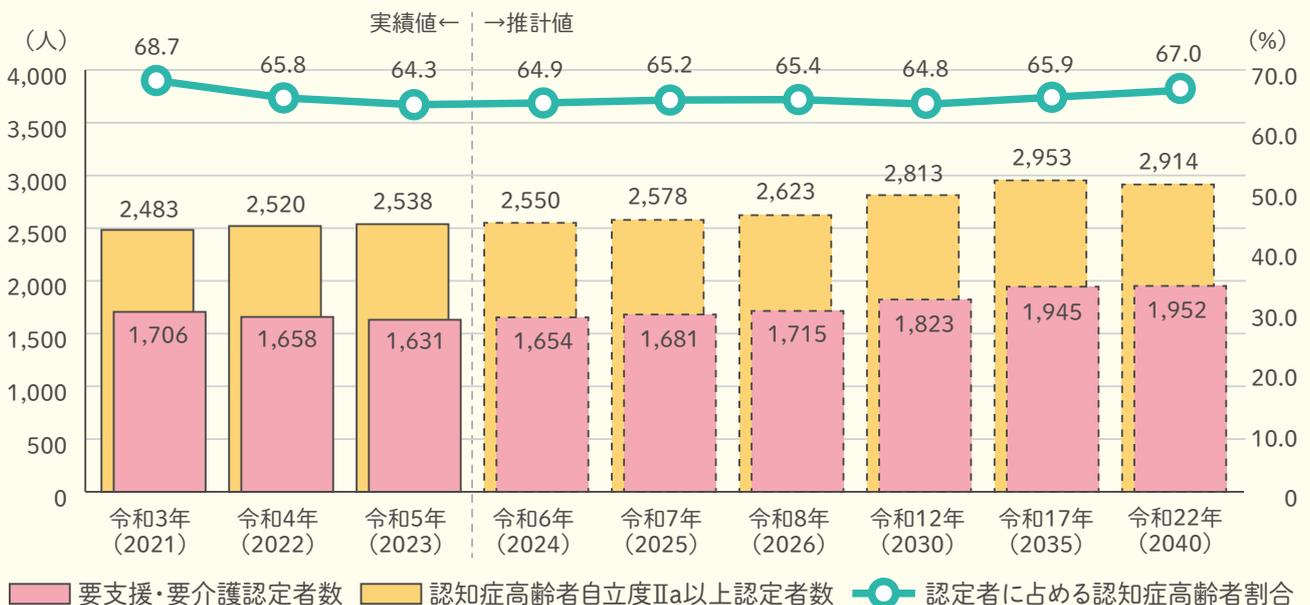


出典：地域包括ケア「見える化」システム(各年9月末)

●認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者における認知症高齢者数(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上)は、ほぼ横ばいで推移し、長期的には緩やかに増加すると見込まれています。

▼認知症高齢者数の推移



出典：市集計、推計は市独自

4 事業の一部を紹介します

いくつになっても、すみ慣れた地域ですごせるよう、瀬戸内市では、さまざまな事業・支援を展開しています。

※担=担当窓口

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。制度やサービスの利用支援などに関する業務を行っています。

☎0869-24-0001

ふれあいサロン

子どもから高齢者まで気軽に集まれる「つどいの場」。安心して暮らせる地域づくりを目的に、ふれあいサロン、子育てサロンを開催しています。

担瀬戸内市社会福祉協議会
☎0869-22-2940

はつらつ体操教室・ はつらつ体操OB会

いつまでも元気に暮らすため、運動を中心とした介護予防教室「はつらつ教室」を開催しています。教室終了後は、OB会として、自主的に活動を継続しています。

担生活支援
コーディネーター
☎0869-24-7718



私の 在宅療養のしおり

医療・介護に関する希望等を書き込むことができます。家族等と話し合う機会にもなりますのでご利用ください。

●市トータルサポート
センター
☎0869-22-3800

介護サービスの 苦情や相談

●介護110番
介護サービスに関する疑問や不満、苦情についての相談窓口です。

担岡山県国民健康保険
団体連合会
☎086-223-8811

●介護サービス相談員
介護サービス利用者やご家族からの相談を受け付け、疑問や不安の解消に向けた支援を行います。

在宅医療・福祉・ 保健連携推進協議会 (ケアネットせとうち)

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、医療・福祉・介護・保健分野の専門職が課題の抽出を行い、解決策を検討しています。専門職の連携強化や地域との協働などネットワークを活かし、市民を支援する体制の整備に取り組んでいます。



今度、
参加して
みようかしら!

誰もが
安心して
まち



認知症カフェ・ 認知症介護家族の交流会

●つくしカフェ(認知症カフェ)
認知症のご本人やご家族、専門職など誰でも参加できます。偶数月の第1火曜日に開催。

●認知症介護家族の交流会
奇数月の第1火曜日に開催。

担瀬戸内市地域包括
支援センター
☎0869-24-0001

ゆめワーク せとうち

ハローワーク等と連携し、主に50歳以上の人を対象として就労等の情報を提供したり、人材を求めている事業所にも求職者の情報提供を行ったりしています。

☎ ゆめワークせとうち
☎0869-24-8558

生活支援体制 整備事業

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるように、関係機関と連携しながら住民主体の支えあいの仕組みづくりや介護予防につながる取り組みなどを実施しています。

☎ 生活支援
コーディネーター
☎0869-24-7718

認知症に関する 事業

「ひとり歩き高齢者見守り協力体制」、「高齢者徘徊対策促進事業」、「認知症高齢者損害賠償責任保険事業」などがあります。

☎ 市いきいき長寿課
(高齢者支援係)
☎0869-24-8869

権利擁護センター ほっと♡せとうち

権利侵害を受けていると思われる事案については、関係機関と連携の上、迅速な対応に務めます。

☎0869-24-7711

認知症 サポートブック

認知症の基礎知識や知っておきたい制度や地域のサービスについて紹介。地域包括支援センターやいきいき長寿課で配布しています。

☎ 瀬戸内市地域包括
支援センター
☎0869-24-0001



認知症 サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」「認知症マイスター」の養成を進めています。自治会や学校、職場などに養成のための講師を派遣しています。

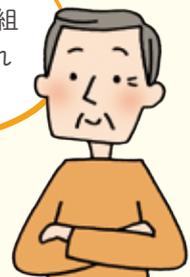
☎ 瀬戸内市地域包括
支援センター
☎0869-24-0001

「市民後見人」 養成研修

一般の市民が地域で後見人として活動することができるように養成することを目的に開催しています。

☎ 権利擁護センター
☎0869-24-7711

様々な取り組みが行われているな!



市は、地域包括ケアシステムをさらに進化・推進し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(地域共生社会)の実現を目指します。

●所得段階別保険料額の設定

第9期計画における市の介護保険料の基準月額額は6,200円です(8期と同額)。段階設定については、国の標準段階に準じて、以下のように設定します。

区分	対象者		所得等	保険料率
	住民税課税状況			
	世帯	本人		
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.455 (0.285)
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の合計	80万円以下
第3段階	非課税	非課税		120万円以下
第4段階	課税	非課税		120万円超え
第5段階	課税	非課税		80万円以下
第6段階		課税		80万円超え
第7段階		課税	合計所得金額	120万円未満
第8段階		課税		210万円未満
第9段階		課税		320万円未満
第10段階		課税		420万円未満
第11段階		課税		520万円未満
第12段階		課税		620万円未満
第13段階		課税		720万円未満
			720万円以上	2.400